

1 介護予防訪問介護相当サービス費算定構造

基本部分			注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)			-1／100	-1／100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90／100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85／100 正当な理由なく、事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) × 88／100	+15／100	+10／100	+5／100
区分	対象者	単位数(日割)						
(1)1週に1回程度の場合	要支援1・2 事業対象者	1,176 単位 (39 単位)						
(2)1週に2回程度の場合	要支援1・2 事業対象者	2,349 単位 (77 単位)						
(3)1週に2回を超える程度の場合	要支援2 事業対象者	3,727 単位 (123 単位)						
ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)								
(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	要支援1・2 事業対象者	287 単位						
(2)生活援助が中心である場合 (一)所用時間20分以上45分未満の場合	要支援1・2 事業対象者	179 単位						
(2)生活援助が中心である場合 (二)所用時間45分以上の場合	要支援1・2 事業対象者	220 単位						
(3)短時間の身体介護が中心である場合	要支援1・2 事業対象者	163 単位						
ハ 初回加算 (1月につき + 200 単位)								
ニ 生活機能向上連携加算	I	(1月につき + 100 単位)						
	Ⅱ	(1月につき + 200 単位)						
ホ 口腔連携強化加算 (1回につき + 50 単位) ※ 1月に1回を限度								
ヘ 介護職員等処遇改善加算	I	(1月につき+所定単位× 245 /1000)	※ 所定単位は、イからホまでに より算定した単位数の合計					
	Ⅱ	(1月につき+所定単位× 224 /1000)						
	Ⅲ	(1月につき+所定単位× 182 /1000)						
	Ⅳ	(1月につき+所定単位× 145 /1000)						

 : 支給限度額管理の対象の算定項目

 : 「特定地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

: 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。